

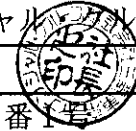
00366DLG

203003

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式



【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No. 4
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 三菱東京フィナンシャルグループ 取締役社長 三木 繁光
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【報告義務発生日】	平成15年10月31日
【提出日】	平成15年11月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	4
【提出形態】	連名



第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	御幸ホールディングス株式会社
会社コード	3216
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪 名古屋
本店所在地	名古屋市西区市場木町390

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三菱信アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	〒107-0061 東京都港区北青山一丁目2番3号

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成12年2月15日
代表者氏名	掛川 洋
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券投資信託委託会社としての業務・投資顧問業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	三菱信アセットマネジメント株式会社 業務監理部 佐藤和康
電話番号	03-6250-4790

(2)【保有目的】

(報告理由：大量保有者の住所変更)

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）			
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）※1	B	—	H
新株引受権付社債券（株）※2	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D	(住所変更のみのため空欄)	
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株）	S
上記提出者の 株券等保有割合（％） (Q/(R+S)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_
- (4) \_\_\_\_\_
- (5) \_\_\_\_\_ (住所変更のみのため空欄)
- (6) \_\_\_\_\_
- (7) \_\_\_\_\_
- (8) \_\_\_\_\_
- (9) \_\_\_\_\_
- (10) \_\_\_\_\_

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)※1	B	—	H
新株引受権付社債券(株)※2	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D	(住所変更のためのため空欄)	
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株)	S
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	

# 委任状

平成 15 年 10 月 31 日

住 所 : 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

名 称 : 三菱信アセットマネジメント株式会社

代表者 : 代表取締役社長 掛川 洋



私は下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに写しの送付に関する一切の件

## 記

住 所 : 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号

名 称 : 株式会社 三菱東京フィナンシャル・グループ

代表者 : 取締役社長 三木 繁光